

令和5年3月10日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

電動アシスト自転車、バッテリー（ノートパソコン用）（「ノートパソコン」として公表）、コーヒーメーカーに関する事故（リコール対象製品）について  
（詳細は次頁以降参照。）

- |   |     |
|---|-----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故<br>（うち石油温風暖房機（開放式）2件）  | 2件  |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故<br>（うち電動アシスト自転車1件、ノートパソコン1件、コーヒーメーカー1件）   | 3件  |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故<br>（うち電気ストーブ（ハロゲンヒーター）1件、スピーカー（充電式）1件、リチウム蓄電池1件、バッテリー（リチウムイオン）1件、充電器1件、衣類（靴下）1件、電気温風機（セラミックファンヒーター）1件、電気冷蔵庫1件、自転車1件、電気炊飯器1件、扇風機1件） | 11件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件<br>該当案件なし   |     |

1. ～4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

## 6. 特記事項

### (1) ブリヂストンサイクル株式会社が製造した電動アシスト自転車について

(管理番号：A202201010)

#### ①事故事象について

ブリヂストンサイクル株式会社（法人番号：9030001041957）が製造した電動アシスト自転車をこぎ始めたところ、ハンドルがロックし、転倒、負傷する事故が発生しました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、「一発二錠」(※)を搭載した自転車及び電動アシスト自転車で、走行時に錠が誤作動し、ハンドル操作ができなくなったものと考えられます。

(※)「一発二錠」とは、ハンドルロック（前錠）と後輪錠（サークロック）を組み合わせた錠前システムで、後輪錠（サークロック）の施錠・開錠と連動してハンドルロック（前錠）も施錠・開錠する仕組みです。

#### ②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2019年（令和元年）6月24日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載、翌25日に新聞社告を行い、対象製品について無償点検及び改修を実施しています。

消費者庁及び経済産業省では、ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車及び電動アシスト自転車において、走行時に錠が誤作動し、ハンドル操作ができなくなり転倒するなどの事故が発生していることから、注意を喚起しています。

○消費者庁（令和元年6月24日、消費者安全法第38条第1項の規定に基づく公表）  
ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

ウェブサイト：

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/release/2019/pdf/consumer\\_safety\\_release\\_190624\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/2019/pdf/consumer_safety_release_190624_0001.pdf)

○経済産業省（令和元年6月24日）

ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！

ウェブサイト：

<https://www.meti.go.jp/press/2019/06/20190624005/20190624005.html>

また、消費者庁では、2020年（令和2年）6月24日、自転車に関する最近の消費者事故等の傾向を紹介するとともに、自転車及び付属品がリコール対象でないか確認し、対象であればすぐに使用を中止するなど、注意を呼び掛けています。

○消費者庁（令和2年6月24日）

自転車に関する消費者事故等の傾向について—乗車前の点検を確実に行いましょう!—

ウェブサイト：

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/caution/caution\\_033/assets/caution\\_033\\_200624\\_0001.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_033/assets/caution_033_200624_0001.pdf)

③対象製品：商品名、機種、型番、製造番号、号機番号、製造期間、対象台数

商品名	機種、型番、 製造番号、号機番号	製造期間	対象台数
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車・電動アシスト自転車（販売：ブリヂストンサイクル株式会社）	<a href="https://www.bscycle.co.jp/pdf/important_20190624.pdf">https://www.bscycle.co.jp/pdf/important_20190624.pdf</a> 参照	2003年9月 ～ 2015年5月	3,164,913
ハンドルロック「一発二錠」を搭載した電動アシスト自転車（販売：ヤマハ発動機株式会社）	<a href="https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/pdf/2019-06-24_list.pdf">https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/pdf/2019-06-24_list.pdf</a> 参照	2004年10月 ～ 2015年1月	266,225
合 計			3,431,138

2019年（令和元年）6月24日からリコール（無償点検・改修）を実施  
改修率：23.8%（2022年11月9日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2022年度	3	重傷	2015年度	0	—
2021年度	22	重傷	2014年度	0	—
2020年度	43	重傷	2013年度	0	—
2019年度	59	重傷	2012年度	0	—
2018年度	1	重傷	2011年度	0	—
2017年度	2	重傷	2010年度	0	—
2016年度	0	—			

※当該事故（管理番号：A202201010）は含まない。

＜対象製品の外観及び確認方法＞

ハンドルロック（一発二錠）の表示窓部のラベル色を御確認ください。  
ハンドルロックの表示窓部が黒色ラベルの製品は、全てリコール対象です。  
対象外製品の表示窓部のラベル色は「白色」です。

※ヤマハ発動機ブランドの場合、2004年10月～2015年1月の期間外に製造された「黒色」ラベルの製品については、対象外となります。対象製品であるかどうかの正確な判定には、「号機番号」による確認が必要です。



### <車両情報の確認方法>

お問い合わせいただく際に必要となりますので、事前に御確認ください。

#### ○ブリヂストンサイクルブランドの場合



#### ○ヤマハ発動機ブランドの場合



#### ④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方で、まだ事業者の行う無償点検及び改修を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

#### 【問合せ先】

ブリヂストンサイクル株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話番号：0120(502)092

受付時間：9時～17時（土・日・祝日・事業者指定休日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.bscycle.co.jp/info/2019/6624>

ヤマハ発動機株式会社

「一発二錠」無償点検・改修お客様コールセンター

電話番号：0120(801)309

受付時間：10時～12時30分、13時30分～18時

（土・日・祝日・事業者指定休日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2019-06-24/>

(2) 株式会社東芝（現 Dynabook株式会社）が輸入したバッテリー（ノートパソコン用）（「ノートパソコン」として公表）について（管理番号：A202201016）

①事件事象について

事務所で異音が生じたため確認すると、株式会社東芝（現 Dynabook株式会社（法人番号：8010601034867））が輸入したノートパソコン及び周辺を焼損する火災が発生していました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（無償部品交換）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、ノートパソコンのバッテリーの製造上の不具合により、バッテリー内のリチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火に至るおそれがあることから、事故の再発防止を図るため、2016年（平成28年）1月28日にウェブサイトにて情報を掲載し、翌29日に新聞社告を行い、対象製品について無償にてバッテリーの交換を実施しています。

なお、今般報告のあった当該事故（管理番号：A202201016）の事故の原因が、上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：製品名、製造期間、対象個数

製品名：ノートパソコン用バッテリー

※株式会社東芝が販売したノートパソコンの一部の機種に同梱したバッテリー及びオプション・サービス用に販売したバッテリー

製造期間：2011年6月から2014年6月まで

対象個数：95,811個

【リコール実施状況】

2016年（平成28年）1月28日からリコール（無償部品交換）を実施

回収率：56.6%（2023年2月28日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2011年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2022年度	0	—	2016年度	0	—
2021年度	0	—	2015年度	2	火災
2020年度	2	火災	2014年度	0	—
2019年度	1	火災	2013年度	0	—
2018年度	2	火災	2012年度	0	—
2017年度	6	火災	2011年度	0	—

※当該事故（管理番号：A202201016）は含まない。

## <対象製品の的外観>

対象のバッテリーを搭載したノートパソコンの外観



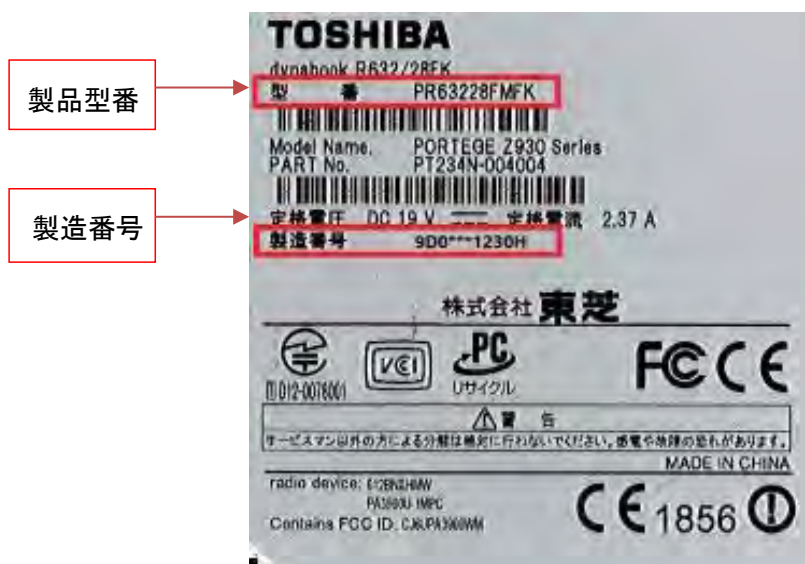
お持ちのノートパソコンのバッテリーが対象製品であるか否かの確認は、以下の（ア）及び（イ）について、事業者のウェブサイトで御確認いただくか、事業者の問合せ先に御連絡ください。

（ア）パソコン本体の「製品型番」及び「製造番号」

（イ）バッテリーの「バッテリー部品番号」及び「バッテリーシリアル番号」

（ア）パソコン本体の「製品型番」及び「製造番号」の確認方法

- ・パソコン本体の裏面に貼付されているシールから「製品型番」及び「製造番号」を御確認ください。



(イ) バッテリーの「バッテリー部品番号」及び「バッテリーシリアル番号」の確認方法

- ・パソコンの電源を切り、バッテリーを外してください。
- ・以下のラベル位置を参考に、「バッテリー部品番号」及び「バッテリーシリアル番号」を御確認ください。
- ・「バッテリー部品番号」及び「バッテリーシリアル番号」は、1枚のラベルに記載されている場合と、2枚のラベルに分けて記載されている場合があります。

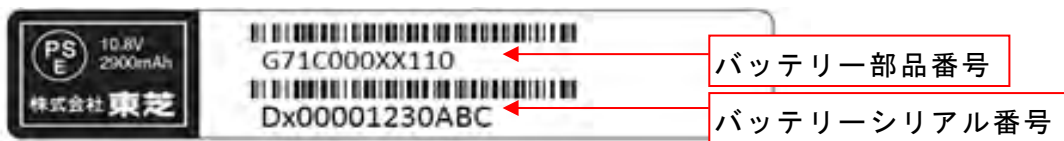
(ラベル位置)



バッテリーに貼付されているラベルから、「G71C」で始まる「バッテリー部品番号」及び、1桁又は2桁のアルファベットで始まり、最後の3桁がアルファベットの「バッテリーシリアル番号」を御確認ください。

(ラベル例)

- 1枚のラベルに記載されている場合



- 2枚のラベルに分けて記載されている場合





#### ④利用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償部品交換を受けていない方は、直ちにバッテリーをノートパソコンから取り外し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

#### 【問合せ先】

Dynabook株式会社「dynabook バッテリーパック交換窓口」

電話番号：0120(444)842

受付時間：9時～18時（土・日・祝日・事業者指定休業日を除く。）

ウェブサイト：<https://batterycheck.dynabook.com/BatteryUpdate/InformationJapan?region=TJPN&country=JP&lang=ja>

※上記ウェブサイトからも交換の申込みが可能です。

(3) 株式会社カリタが輸入し、タリーズコーヒージャパン株式会社が販売したコーヒーマーカーについて（管理番号：A202201019）

①事件事象について

店舗で株式会社カリタ（法人番号：8020001092837）が輸入し、タリーズコーヒージャパン株式会社が販売したコーヒーマーカーを使用中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、電源コードと内部配線を接続している端子台において、接続端子のカシメ不良、あるいは端子台のビスの締め付け不良があったため、接触不良が生じて異常加熱し、本体より発火したものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2014年（平成26年）5月15日にウェブサイト情報を掲載及び新聞社告を行うとともに、タリーズコーヒータン店舗での告知（ポスター掲示）を行い、対象製品について製品回収（返金又は製品交換）を実施しています。

③対象製品：商品名、品番、製造番号、販売期間、対象台数

商品名	品番	製造番号	販売期間	対象台数
コーヒーマーカー (タリーズコーヒージャパン株式会社ブランド)	AP-103	T1001~T2280	2006年4月 ~ 2009年	1,280

2014年（平成26年）5月15日からリコール（製品回収（返金・製品交換））を実施

回収率：12.9%（2023年3月9日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2022年度	0		2015年度	0	—
2021年度	0	—	2014年度	0	—
2020年度	1	火災	2013年度	0	—
2019年度	0	—	2012年度	1	火災
2018年度	0	—	2011年度	0	—
2017年度	0	—	2010年度	0	—
2016年度	0	—			

※当該事故（管理番号：A202201019）は含まない。

<対象製品の外観及び確認方法>



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う製品回収（返金又は製品交換）を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

株式会社カリタ お客様相談室

電話番号：0120(381)750

受付時間：9時～17時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<http://www.kalita.co.jp/apology>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：石田、鈴木、笹島

電話：03(3507)9204（直通）

FAX：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：宮本、佐々木

電話：03(3501)1707（直通）

FAX：03(3501)2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202201013	令和4年12月25日	令和5年3月6日	石油温風暖房機 (開放式)	FW-325S	ダイニチ工業株式会社	火災	当該製品を使用中、建物を全焼する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	宮城県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年2月21日
A202201022	令和5年2月23日	令和5年3月8日	石油温風暖房機 (開放式)	FH-WX5712BY	株式会社コロナ	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	福岡県	令和5年3月9日に消費者安全法の重大事故等として公表済

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202201010	令和4年9月8日	令和5年3月6日	電動アシスト自転車	A6DS62	ブリヂストンサイクル株式会社	重傷1名	当該製品をこぎ始めたところ、ハンドルがロックし、転倒、負傷した。事故の原因は、現在、調査中であるが、「一発二錠」を搭載した自転車及び電動アシスト自転車で、走行時に錠が誤作動し、ハンドル操作ができなくなったものと考えられる。	埼玉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年2月27日 令和元年6月24日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率:23.8%
A202201016	令和5年2月28日	令和5年3月6日	ノートパソコン	dynabook R731/C	株式会社東芝(現 D ynabook株式会社) (輸入事業者)	火災	事務所で異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。現在、原因を調査中。	神奈川県	平成28年1月28日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率:56.6%
A202201019	令和5年3月1日	令和5年3月7日	コーヒーメーカー	AP-103(タリーズ コーヒーージャパン 株式会社ブランド)	株式会社カリタ(タ リーズコーヒーージャ パン株式会社ブランド) (輸入事業者)	火災	店舗で当該製品を使用中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。事故の原因は、現在、調査中であるが、電源コードと内部配線を接続している端子台において、接続端子のカシメ不良、あるいは端子台のビスの締め付け不良があったため、接触不良が生じて異常加熱し、本体より発火したものと考えられる。	千葉県	令和5年3月9日に消費者安全法の重大事故等として公表済 平成26年5月15日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率:12.9%

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202201009	令和5年2月1日	令和5年3月6日	電気ストーブ(ハロゲンヒーター)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	令和5年2月16日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年2月28日
A202201011	令和5年1月18日	令和5年3月6日	スピーカー(充電式)	火災	当該製品を充電中、当該製品を溶融し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年2月22日
A202201012	令和5年2月28日	令和5年3月6日	リチウム蓄電池	火災	宿泊施設で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	宮城県	
A202201014	令和5年2月23日	令和5年3月6日	バッテリー(リチウムイオン)	火災	倉庫で当該製品を充電中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	充電器に関する事故(A202201015)と同一
A202201015	令和5年2月23日	令和5年3月6日	充電器	火災	倉庫で当該製品にバッテリーを接続して充電中、当該製品を汚損し、周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	バッテリー(リチウムイオン)に関する事故(A202201014)と同一
A202201017	令和5年1月1日	令和5年3月6日	衣類(靴下)	重傷1名	当該製品を履いて段差を降りたところ、転倒し、足を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	石川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年2月27日
A202201018	令和5年2月25日	令和5年3月7日	電気温風機(セラミックファンヒーター)	火災 死亡1名 軽傷2名	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が死亡、2名が軽傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	
A202201020	令和5年2月14日	令和5年3月8日	電気冷蔵庫	火災	店舗で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	島根県	
A202201021	令和5年2月6日	令和5年3月8日	自転車	重傷1名	当該製品で走行中、破損した前かごを支えるステーが前輪に巻き込まれ、転倒し、歯を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年3月1日
A202201023	令和5年3月2日	令和5年3月8日	電気炊飯器	火災	当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損し、周辺を溶融する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202201024	令和4年8月23日	令和5年3月8日	扇風機	火災	当該製品を使用中、当該製品の電源コード部を焼損する火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	製造から20年以上経過した製品 令和4年9月29日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年3月3日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし